

環境システム計測制御学会会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は環境システム計測制御学会（英文名 The Society of Environmental Instrumentation, Control and Automation 略称はEICA（エイカ））と称する。

第2条 (目的)

本会は環境問題の諸分野における計測・制御・システム化に関する研究や技術の進歩発達を図り、応用的技術の普及を通じて環境問題の解決に寄与することを目的とする。

第3条 (事業)

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 調査、研究の実施及び技術交換、並びに研究発表会、講演会、研修会、見学会等の開催
- (2) 会誌及び図書等の発行
- (3) 国内、外の関係学術団体、関係諸団体との協力及び連携
- (4) 国際水協会 International Water Association の Instrumentation, Control and Automation Specialist Group と協調して行う事業
- (5) 功績の表彰
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

第4条 (会員の構成)

1. 会員は本会の目的に賛同し、本会の維持と発展に協力する入会を認められた個人又は団体で会員は次の通りとする。
 - (1) 個人会員 本会に関連する分野に従事する者、又は相当の学識経験を有する者。
 - (2) 賛助会員 本会の事業を援助する法人又は個人。
 - (3) 学生会員 本会に関連する分野に関心のある学生又は、これに準ずる者。
 - (4) 公益会員 本会に関連する分野の官公庁、公益団体の関連業務を直接担当する部門
 - (5) 名誉会員 本会に特別貢献、功労のあった者で運営幹事会で推薦され総会で承認された個人
2. 賛助会員、公益会員が団体又は法人である場合は、代表者1名を定め届け出するものとする。
3. 個人会員を本会の正会員とする。

第5条 (入会)

会員になろうとする個人または団体等は、会員の入退会に関する規程に従って承認を受けなければならない。

第6条 (退会、除名、資格の喪失)

1. 退会 退会しようとする賛助会員、個人会員、学生会員、公益会員、名誉会員は、会員の入退会に関する規程に従い退会届を会長に提出しなければならない。
2. 除名 本会の名誉を著しく傷つけ、又は、本会の目的に重大に違反する行為のあった個人または団体等は、総会の議決を得て、会長がこれを除名することが出来る。
3. 資格の喪失 会員は次の事由によって会員資格を喪失する。
 - (1) 前各項に該当する個人または団体等
 - (2) 会費を2年以上滞納した個人または団体等
 - (3) 死亡又は団体あるいは法人である会員が解散したとき

第7条 (入会金及び会費)

会員は、総会の議決を経て定める入会金、及び年会費を前納しなければならない。入会金及び年会費は会費に関する規程で定める。既納の入会金、会費は如何なる理由があっても返還しない。

第 8 条 (会員の権利)

本会の会員は、下記の権利を有する。

- (1) 本会が刊行する会誌等の配布を受けられる。
- (2) 本会が主催する行事に優先参加できる。
- (3) 通信ネットワークを通じた本会の情報サービスを受けられる。
- (4) 事務局で行う各種サービスを受けられる。
- (5) 賛助会員、公益会員は、評議員 1 名を推薦することができる。

第 3 章 組織

第 9 条 (役員)

1. 本会には、次の役員を置く。

- (1) 評議員 50 名以内；うち会長 1 名、副会長若干名、事務局長 1 名、運営幹事を含む。
- (2) 監 事 2 名

2. 役員は、会員の中から総会で選任する。

3. 会長は、評議員の互選により選出する。副会長以下の役員は評議員の中から会長が指名し、評議員会の議決を経て選任する。

4. 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 10 条 (役員及び組織の役割)

1. 会長は、本会を代表して会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長に不都合のあるときは、会長職務を代行する。

2. 評議員会は、毎年 1 回会長が招集し、総会原案及び規程の改廃等の運営幹事会提案などの重要事項を審議する。

3. 運営幹事会は会長、副会長、各委員会の委員長、副委員長及び事務局長、事務局次長と、評議員の中から会長が委嘱した若干名とを加えて構成し、互選により幹事長、副幹事長を選任する。運営幹事会は幹事長が招集し、議長となって、評議員会に提出する総会原案を審議すると共に、規程改廃の検討、内規改廃を審議する。また、委員会活動を指揮し、会の日常事案を審議、執行すると共に、事務局を指揮して会務の運営により派生する議事録、会計報告書等を管理する。

4. 監事は、会務を監査し、評議員会、総会で、その結果を報告する。

第 11 条 (委員会活動)

1. 会の事業を円滑に進めるために総務委員会、企画委員会及び編集委員会を置く。

2. 各委員長は原則として評議員の中から選任するものとし、運営幹事会の議決を経て、幹事長が委嘱する。各副委員長及び委員は、各委員長の推薦により運営幹事会で選任する。

3. 各委員会は別に定める委員会規程に従い活動をする。

第 4 章 総会及び会議

第 12 条 (総会及び評議員会)

1. 総会は、本会の最高議決機関である。

2. 定時総会は、毎年 1 回会長がこれを召集し、事業報告、決算、事業計画、予算、評議員・運営幹事・監事及び名誉会員の選任、会則及び会費に関する規程の改廃の等の承認、決定を行う。

3. 臨時総会は、会長が必要と認めた場合、及び評議員会が議決した場合に会長が召集し開催する。

第 13 条 (定足数と議決)

1. 総会は会員の 5 分の 1 以上、各会議は構成員の 5 分の 1 以上の出席がなければ成立しない。但し、あらかじめ委任状を提出した者、及び他の出席者を代理者と定め委任した者は、出席者とみなす。

2. この会則を変更するとき、及び本会を解散するときは、総会において出席者の 4 分の 3 以上の同意を受けなければならない。(本項は附則から移行)

3. 総会を含む各会議の議決は、2 項に定める特別な事案を除き、出席者の過半数による。

第 14 条 (議事録)

各会議は議事録を作成し、議長または出席代表者が署名捺印の上、事務局がこれを保存する。

第5章 資産及び会計

第15条 (資産)

本会の資産は次の通りとし、評議員会の議決を経て会長が管理する。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 寄付金
- (6) その他

第16条 (経費の支弁)

本会の事業遂行に必要な経費は、前条の収入をもってまかなう。

第17条 (事業年度)

本会の運営年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第18条 (予算及び決算)

本会の収支予算は、事業計画書に合わせて会長が作成し、評議員会での審議承認を経た後、総会の議決を経て定める。

収支決算は、事業年度終了後、速やかに事業報告に合わせて会長が作成し、監事の監査承認並びに、評議員会の審議承認を経たのち、総会の承認を受けなければならない。

第6章 事務局

第19条 (事務局)

1. 本会の事業を円滑に遂行するため事務局を置く。
2. 事務局には事務局長、事務局次長、ほかの職員を置く。
3. 事務局は別に定める内規に従い活動する。

附則 (実施の月日)

1. 平成8年5月22日 施行
2. 平成9年5月15日 一部改正
3. 平成11年5月14日 一部改正
4. 平成12年5月19日 一部改正
5. 平成15年5月12日 一部改正
6. 平成20年5月19日 一部改正
7. 平成21年5月21日 一部改定

会費に関する規程

(目的)

第 1 条 本規程は本学会会則第 2 章第 4 条及び第 7 条に基づく、会員の会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会費)

第 2 条 会則第 5 条により本会会員となった者もしくは団体は、会則第 7 条に従い、下記に定める所定の会費を、本会の定める所定の方法にて納めなければならない。一旦納入された会費はいかなる理由があっても、返還しない。

(1)	個人会員	入会金	不要	年会費	5,000 円	(原則として 2 口以上)
(2)	賛助会員	入会金	100,000 円	年会費	1 口 100,000 円	
(3)	学生会員	入会金	不要	年会費	2,000 円	
(4)	公益会員	入会金	不要	年会費	1 口 30,000 円	
(5)	名誉会員	入会金	不要	年会費	不要	

(納入方法)

第 3 条 入会金は、会員となった初年度のみ納入を必要とする。年会費は、毎年度ごとに本会事務局からの通知に従い、本会指定の方法により翌年度分を遅滞なく前納しなくてはならない。

(会費の変更)

第 4 条 会費の変更は、評議員会の発議により、総会の承認を得て、本規程の変更にて行う。

(附則)

(実施の月日)

1. 平成 12 年 5 月 19 日 評議員会決定
2. 平成 19 年 5 月 17 日 総会一部改正
3. 平成 21 年 5 月 22 日 改定